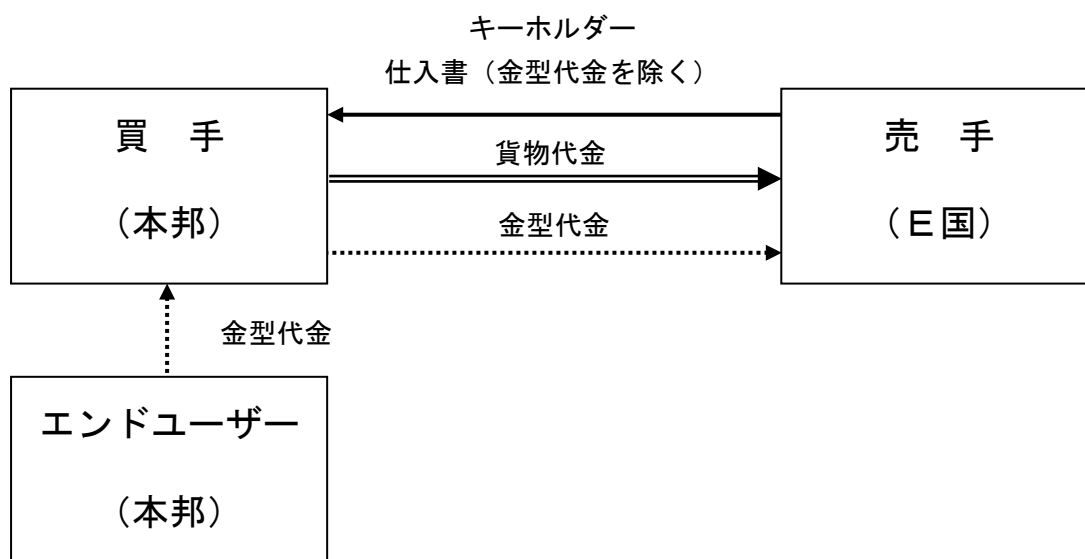


### 33. 買手からエンドユーザーに転売される金型の費用



#### 【照会要旨】

当社（買手）は、売手からキーホルダーを購入（輸入）します。

当社と売手は、輸入貨物の生産に使用する金型を売手が製作することと、その金型の費用を当社が輸入貨物の仕入書価格と別に売手に支払うことに合意し、当社は売手にその費用を支払いました。

今般、当社は、この金型を売手に使用させたまま、自社の利益を加算した価格でエンドユーザーに転売しました。なお、エンドユーザーはこの金型を資産として計上しています。

輸入貨物の課税価格を計算するにあたって、当社が売手に支払う金型の費用又はエンドユーザーが当社に支払う金型の費用のどちらが、現実支払価格に含まれますか。

#### 【回答要旨】

上記の取引において、貴社が売手へ支払う金型の費用が、輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみてその輸入貨物の輸入取引をするために支払われるものとして、現実支払価格に含まれます。

（理由）

「現実支払価格」とは、買手が売手に対して又は売手のために、輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみてその輸入貨物の輸入取引をするために現実に支払った又は支払うべき総額をいい、売手の債務の弁済等の間接的な支払の額を含みます。

上記取引において、貴社（買手）が売手に支払う金型の費用は、輸入貨物の生産に使用される金型の費用であり、貴社と売手との合意に基づき、輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみてその輸入貨物の輸入取引をするために支払われたものとなり、その輸入貨物の現実支払価格の一部を構成します。

なお、この金型は、買手からエンドユーザーに転売され、エンドユーザーにより資産として計上されていますが、現実支払価格は買手により支払った又は支払われるべき価格であるとされていますので、貴社が売手にこの金型の費用を支払ったという事実に基づき、エンドユーザーが貴社に支払う金型の費用ではなく、現実支払価格に含まれる金型の費用が決定されます。

**【関係法令通達】**

関税定率法第4条第1項

関税定率法施行令第1条の4

関税定率法基本通達4-2(1)、4-2の2(1)

**注記**

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

(具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)